

最高検刑第190号

平成3年10月1日

検事長 殿

次長検事 岡村泰孝

「国会議員の逮捕請求手続きについて」の全部改正について
(依命通達)

昭和28年5月25日付け最検発1598号及び電信番号677
号当職依命通達「国会議員の逮捕請求手続きについて」の全部を下
記のとおり改正する。

記

国会議員の逮捕請求手続について(依命通達)

国会議員の犯罪捜査に当たり、国会会期中にその身柄を逮捕する
必要を生じ、裁判所に対し逮捕請求手続をする場合は、事前に当庁
に連絡されたい。